|  |  |
| --- | --- |
| 基本指針の目標 | 障がい児支援の提供体制の整備 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値  実績値 | * 【令和２年度末までの目標値】 * ・児童発達支援センターの設置（市町村等数）：**４３**   　・保育所等訪問支援の実施（市町村等数）：**４３**  　・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（市町村等   * 数）：**４３**   　・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保  （市町村等数）：**４３**   * 【平成30年度末までの目標値】 * ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場：**１** * ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する保健所圏域ごとの協議 * の場：**１８** * ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する市町村ごとの協議の * 場：**４３**   【目標達成に向けた考え方等】  目標達成に向け、市町村における取組み手法等について確認・検証を行うとともに、必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、国に要望及び提言を行う。また、事業所の新規参入に向けた研修事業を推進する。  【実績の推移】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 実績 | H30 | R1 | R2 | | 児童発達支援センターの設置市町村等数 | 32 | 33 | 34 | | 保育所等訪問支援の実施市町村等数 | 35 | 39 | 41 | | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（市町村等数） | 18 | 25 | 25 | | 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（市町村等数） | 20 | 27 | 29 | | 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する大阪府の協議の場 | 1 | 1 | 1 | | 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する保健所圏域ごとの協議の場 | 18 | 18 | 18 | | * 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する市町村ごとの協議の場 | 24 | 34 | 37 |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 主な活動指標の一覧 | | H３０ | R１ | R２ | | 児童発達支援 | 見込 | 8,248人／月 | 9,196人／月 | 10,084人／月 | | 実績 | 8,800人／月 | 9,880人／月 | 10,332人／月 | | 医療型  児童発達支援 | 見込 | 563人／月 | 511人／月 | 516人／月 | | 実績 | 469人／月 | 422人／月 | 357人／月 | | 放課後等  デイサービス | 見込 | 19,020人／月 | 21,511人／月 | 24,204人／月 | | 実績 | 20,955人／月 | 23,023人／月 | 23,976人／月 | | 保育所等訪問支援 | 見込 | 632回／月 | 773回／月 | 948回／月 | | 実績 | 564回／月 | 1,025回／月 | 1,233回／月 | | 居宅訪問型  児童発達支援 | 見込 | 551回／月 | 621回／月 | 704回／月 | | 実績 | 49回／月 | 49回／月 | 45回／月 | | 障がい児相談支援 | 見込 | 4,473人／月 | 5,094人／月 | 5,746人／月 | | 実績 | 4,581人／月 | 5,389人／月 | 5,879人／月 | | 福祉型  障がい児入所支援 | 見込 | 510人 | 516人 | 522人 | | 実績 | 495人 | 500人 | 512人 | | 医療型  障がい児入所支援 | 見込 | 273人 | 273人 | 273人 | | 実績 | 247人 | 257人 | 245人 | | |
| 評価（Ｃ） | | | |
| 【目標等を踏まえた評価】  ①児童発達支援センターの設置  ・新規設置がされたことにより、令和元年度の設置市町村数実績と比較して、1件の増となった。43市町村のうち34市町村が設置している状況（共同設置を含む）であり、達成率は79.1%であった。  ②保育所等訪問支援の実施  ・令和元年度の実施市町村数実績と比較し、2件の増となっている。43市町村のうち41市町村が実施している状況であり、達成率は95.3%であった。  ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保  ・43市町村のうち、25市町において事業所が確保されている状態である。  ・管内全体の事業所数としては令和元年度から令和2年度にかけて、68事業所から80事業所へと増加を図ることができているが、設置市町村数の増加は図ることができず、達成率は58.1%であった。  ④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保  ・43市町村のうち、29市町において事業所が確保されている状態である。  ・管内全体の事業所数としては令和元年度から令和2年度にかけて、89事業所から100事業所へと増加を図ることができ、設置市町村数においても2件の増を図ることができたが、達成率は67.4%であった。  ⑤医療依存度の高い重症心身障がい児者に関する協議の場の設置  ・大阪府：厚生労働省の調査方法に基づき、医療的ケア児実態調査を実施し、府内の医療的ケア児数を把握した。  ・保健所：関係機関による連携会議や症例検討・研修等にて連携の構築を図った。  ・市町村：未設置の市町村に対しては、設置に向け、既に設置した市町村の会議の運営方法、取組状況などを説明し、課題解決に向け、ヒアリングを実施し、設置するよう働きかけた。  【新型コロナウイルスによる影響】  ①児童発達支援センターの設置  ②保育所等訪問支援の実施  ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保  ④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保  ・上記の施設設置や、支援体制の整備について、市町村アンケートでは新型コロナウイルスの影響は認められなかった。  ⑤医療依存度の高い重症心身障がい児者に関する協議の場の設置  府、保健所圏域、市町村において、コロナによる影響は特にない。 | | | （計画期間における達成状況）  ①児童発達支援センターの設置  ●達成状況  　△（達成率：79.1％）  ・計画期間において設置数は微増傾向で推移し、令和２年度の実績は43市町村のうち、34市町村での設置状況であった。  ●要因分析・考察  ・未設置の市町村については、市町村規模によっては管内の児童数が少ないことや、事業を実施する候補者がいないことから単独での設置が図れていない点が課題である。  ●今後の課題  ・未設置市町村に対しては、引き続き各市町村による設置検討を基本としつつ、既に共同設置を行っている好事例の紹介等、共同利用体制の構築等を検討するよう働きかけを行う必要がある。  ②保育所等訪問支援の実施  ●達成状況  　○（達成率：95.3％）  ・計画期間において実施数の増加を図ることが出来ており、令和２年度の実績は43市町村のうち、41市町村での実施であった。  ●要因分析・考察  ・未整備の２自治体においては、自治体内で利用希望がないことが未整備の理由となっている。  ●今後の課題  ・未整備の自治体から、近隣市町村の事業所への調査等を含め、ニーズに応じて、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築されるよう働きかけを行う必要がある。  ③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保  ④主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保  ●達成状況  　③は×（達成率：58.1％）  　④は△（達成率：67.4％）  ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、令和２年度の実績は43市町村のうち、25市町で確保。  ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、令和２年度の実績は43市町村のうち、29市町で確保。  ●要因分析・考察  ・重症心身障がい児の支援においては、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両側面が求められるが、事業所開設にあたっては、これらの支援に関するノウハウが不足していることなどが課題となっていると認識している。そのため、計画期間を通じて研修や相談会を実施し、専門的な支援スキルの向上を図った 。  ・市町村の規模によっては、管内に重症心身障がい児がいない、あるいは非常に少ないことにより管内でのサービス提供の需要がないことも想定される。  ●今後の課題  ・事業所の開設にあたって重症心身障がい児の支援に関するノウハウが不足していることについては引き続き、医療的な面や福祉的な面から支援スキルの向上を図るための研修や専門相談会を実施することで、事業所数の増加に取り組む必要がある。  ⑤医療依存度の高い重症心身障がい児者に関する協議の場の設置  ●達成状況（平成30年度）  大阪府：○（達成率：100％）  保健所：○（達成率：100％）  市町村：×（達成率：55.8％）  ・保健所圏域については、18保健所圏域中18圏域で、市町村については43市町村中24市町で設置済。  ※参考：令和2年度末の達成状況  市町村：○（達成率：86.0％）  ・43市町村中37市町で設置済。  ●要因分析・考察  ・未設置の市町村においては、医療的ケア児が少ないため、ニーズや課題の把握が困難なこと、福祉・医療・教育などの多岐の分野にわたることから、どの分野が所管するかの調整が難航していること、協議の場の委員の担い手がいない等の要因で設置が遅れている。  ・府保健所については、平成30年度に小児在宅医療ネットワーク会議等を府保健所圏域での協議の場として位置付け、充実を図った。  ●今後の課題  ・府保健所において、連携会議等の実施に引き続き取組む。  ・また、未設置の市町村に対しては、既に設置した市町村の会議の運営方法、取組状況などを説明するとともに、課題解決に向けたヒアリングを実施することで、引き続き設置に向けた働きかけを行う。 |
| 改善（Ａ） | | | |
| 【R３年度における取組等】  ・令和3年度からの第2期障がい児福祉計画においても「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援」についての数値目標を定め、支援の充実にとりくむ。また、目標達成に向け、児童発達支援センターの未設置市町村に対しては、引き続き各市町村による設置検討を基本としつつ、既に共同設置を行っている好事例の紹介等、共同利用体制の構築等を検討するよう働きかけを行うとともに、保育所等訪問支援未整備の自治体には、近隣市町村の事業所への調査等を含め、ニーズに応じて保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されるよう働きかける。  ・「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」については、引き続き主に重症心身障がい児を支援する事業所及び新たに重症心身障がい児を対象とした支援の展開を検討している事業所に向けた研修事業を実施し、支援の質の向上並びに事業所の新規参入の推進に取り組む。一方で、市町村の規模によっては、管内に重症心身障がい児がいない、あるいは非常に少ないことにより需要がないことも想定されることから、第２期障がい児福祉計画では、身近な地域で支援が受けられるよう引き続き各市町村において設置を検討することを基本としつつ、圏域内で必要なサービスが提供されるよう指標を変更し、支援の充実に取り組む。  ・「医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する市町村ごとの協議の場」について、令和３年度（４月時点）は１市が新たに設置予定。また、未設置の市町村に対しては、課題解決に向け、引き続きヒアリングを実施し、設置するよう働きかけを行う。  ・令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、地方公共団体の責務として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施すること」及び「医療的ケア児の生活等の実態に応じて、必要な支援が受けられるよう必要な措置を講ずる」ことと明記されたため、府の協議の場において、今後の取り組みについての検討を行う。 | | | |